

様式第1号(第3条関係)

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議録

会議の名称	第5回笠間市・友部町・岩間町合併協議会	
開催日時	平成17年6月2日(木) 午後4時00分 開会。 午後5時5分 閉会。	
開催場所	笠間市中央公民館 会議室	
議長氏名	会 長 磯 良 史	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	(委員)長谷川大紋, 塙 東 男, 岡 野清右工門	
事務局氏名	事務局長 小松崎 登 外11名	
会議事項	1 議題 別紙のとおり	2 会議概要 別紙のとおり
	会議の経過 別添のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
その他の必要事項		
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	記 名 押 印	
平成17年 6月22日	議長(会長) 笠間市長 磯 良 史 印	
	副会長 友部町長 川 上 好 孝 印	
	副会長 岩間町長 仲 田 昭 一 印	

別紙

出席者名簿

(敬称略)

職名	氏名	職名	氏名
会長	磯 良史	副会長	川上 好孝
副会長	仲田 昭一	委員	青木 可光
委員	石原 朝雄	"	小松崎 豊
"	渡辺 浩一	"	小藺江 一三
"	小磯 章一	"	中澤 猛
"	畑岡 進	"	上野 登
"	竹江 浩	"	宮本 昇
"	藤枝 一弘	"	佐藤 英男
"	小里 敏郎	"	桑野 正巳
"	瀬畑 洋子	"	根本 栄一
"	上野 眞	"	大久保 清
"	常井 洋治	"	山口 伸樹
"	小沼 均	"	田谷 英夫
監査委員	海老澤 義弘	監査委員	柴田 卓哉
"	松田 暄信		

## 第5回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成17年6月2日(木)  
午後4時から  
場 所 笠間市中央公民館  
(笠間市石井2068-1)

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

協議第26号 新市の市章について

#### (2) 報告事項

報告第17号 平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告について

報告第18号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)について

報告第19号 事務事業の調整について{(統計業務, 広報広聴業務, 住民業務, 社会福祉業務, 障害者福祉業務, 国民健康保険業務(医療福祉費支給事業のみ)}

### 4 その他

### 5 閉 会

## 第 5 回 笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 6 月 2 日 ( 木 )  
午後 4 時から

場 所 笠間市中央公民館  
( 笠間市石井 2068 - 1 )

(午後4時 開会)

小松崎事務局長

定刻となりましたので、只今より、第5回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開会させていただきます。

なお、会議の傍聴人の方にご連絡事項がございます。

受付の際に提示されておりました「傍聴人へのお願い」の事項を遵守の上、静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

また、白い腕章をつけた者は記録員でございます。それ以外の方につきましては、写真撮影や録音は議事に入る前までとさせていただきます。また、携帯電話につきましては電源を落としてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各委員さんにおかれましては、必ずお名前をお名乗りの上でご発言くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、磯会長よりごあいさつを申し上げます。

磯会長

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、私ごとで大変恐縮でございますが、私の入院加療中に、皆様方に変なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。

さて、第3回の協議会で、各種事務事業の全体的な調整方針を確認いただいたところでございます。今後の協議会においては、これらの事務事業の個々の調整方針について報告し、承認をいただいで参ることが主体となります。

また、本協議会は合併前まで継続するものでありますので、各委員の皆様方には、公私とも大変お忙しいとは存じますが、今後ともご協力のほどをお願い申し上げます。

簡単ですが、ごあいさつに代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

本日の出席委員は26名でございます。本協議会規約第9条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立いたしております。

それでは、会長、進行をよろしくお願いいたします。

磯会長

それでは、早速でございますが、会議次第に基づきまして議事を進めて参りますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

まず、協議第 26 号 新市の市章についてを事務局から説明いたします。  
事務局、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、協議会資料の 2 ページをお開きください。

市章につきましては、第 2 回の合併協議会において、慣行の取扱いの調整方針の中で、「新市において新たに制定するものとする。」ことが確認されておりまして、新市発足と同時に職務執行者がこれを使用する場合、例えば、新市の開庁式の際に、市章を染めた市旗を掲揚することが一般的に行われておりますけれども、このようなことを想定しますと、あらかじめ合併協議会において市章を決定しておく必要がございます。

市章を選定する方法としては、一般的には、デザイン会社等に制作を委託することも考えられますけれども、公募することによって、この地域の合併を広く PR することにもつながることから、次のようなフローで決定して頂くことを今回提案するものでございます。

この資料にあるとおり、まず、第 1 次選定でございますけれども、公募ということになりますと、恐らく、少なく見積もっても 1,000 点以上の応募があるのかなと想像しておりますが、これをいきなり選別することはとても容易ではございません。幸いに、地元の笠間高校の普通科の中に工芸・デザインコースがございまして、こちらの生徒さんたちのご協力をいただき、第 1 次選定として、応募作品の総数から約 50 点程度に絞り込みを行って参りたいと考えてございます。

第 2 次選定は、この合併協議会の中に市章選定のための小委員会を設置しまして、この中で 10 点程度に絞り込みを行って頂きたいと考えてございます。

最終的には、これら 10 作品について、合併協議会の本体の方で、点数制などを用いまして、最優秀賞 1 点、優勝賞 4 点を決定するというフローで行って参りたいと考えております。

次の 3 ページでございますが、笠間市市章募集要項の案でございます。

趣旨につきましては第 1 条のとおり、募集方法につきましては、第 3 条にあるとおり、一般公募とします。

第 4 条の第 2 項にあるとおり、募集期間は、7 月 1 日から 8 月 10 日までとさせていただきますが、先ほど説明しました、第 1 次選考において、笠間高校の工芸・デザインコースの生徒さんたちのご協力をいただくためには、夏休みの方が生徒さんたちには都合が良いということでございますので、このような募集期間を設定させていただきました。

最優秀賞作品は 1 点でございますけれども、第 7 条のとおり、20 万円、

優秀賞の作品は4点選ぶ訳ですが，各3万円を賞金とさせていただこうと考えてございます。

1ページ飛ばしまして，次に，5ページでございます。

先ほどお話ししましたとおり，第2次選定を行うために，笠間市市章候補選定小委員会規程の案でございますけれども，このような形で進めて参りたい。

第3条の第2項のとおり，合併協議会の委員さんの中から会長が指名した各市町2名ずつの委員さん，合計6名の構成で考えておりますけれども，第6条のとおり，この「小委員会は，必要に応じて関係者，専門家等の出席を求めることができる。」となっております。先ほど申しました笠間高校の工芸・デザインコースの先生などのご協力を考えてございます。

以上で新市の市章についての説明を終わります。

磯会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが，事務局から，市章を決定するために，広く公募に付したいと。ついては，公募のフロー案，市章募集要項の案，合併協議会で最終決定する前の第2次選定を行うための小委員会規程の案などの説明がございました。これらのことについてお諮りしたいと存じます。何かご意見等はございますか。

常井委員

委員の常井洋治です。

只今の案の中で，(募集方法)の3条，(応募方法等)の4条なのですが，一般公募という案になってはいますが，私の考えとしましては，せっかくの市章の募集なので，新市のエリア内に限定してはどうか。しかも同一人1点に限るということで，小学生は無理かもしれませんが，地元の中学生，高校生に広く特段の呼びかけをしていくということではいかがかなと，私案として申し述べさせていただきたいと思えます。

磯会長

ありがとうございました。

事務局で何かございますか。

事務局

案では，募集方法として，例えば「合併協議会だより」のほかに，「合併協議会ホームページ」による広報，あるいは新聞等で当協議会では新市の市章を公募していますということを記載させていただこうと考えてございます。かなり広く募集した方がよりPR効果があるのかなと考えて，そのような方法を考えさせていただきましたが，この件に関しましてはご協議いただければありがたいと思えます。

磯会長

ありがとうございました。

只今常井委員さんから，新市の市章はエリア内からというご意見がございました。小学校，中学校の子供達のことでもございますが，この件について，新市のエリア内の方が良いのではないかとというご意見でございます。ご意見がございましたらお願いしたいと思えます。いかがですか。

上野（眞）委員

岩間の上野でございます。

今の常井先生の意見でございますが，もっともかなという気がする部分と，エリア内になりますと，どうしても旧笠間，旧友部，旧岩間という意識が出てくるのかなという気がするのですね。そうすると，なかなかデザインが絞り込めない。例えば私にしても，応募する場合，どうしても旧町単位の意識が出てきますから，あってはいけないということではなくて，自分のものを表に出したいなという意識はだれしもあるのではないかなと。そうすると，3つにふさわしい市章のデザインにまさに支障を来すのではないかなと。そういうことで，フリーの立場で外部の方につくっていただくのも一つの方法ではないかとということで，両面含めて，やはり広く公募されるといいのではないかなという気がいたします。

磯会長

ありがとうございました。

その他に何かご意見がございましたらどうぞ。

広く公募した方がいいのではないかとという事務局案と，新市のエリア内で，という意見とがございませう。ここでお諮りさせていただきたいと思えますが，よろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

磯会長

それでは，エリアを決めないで，広く公募していくという事務局案の方がよろしいという委員さんは挙手いただければありがたいと思えます。

（ 挙 手 ）

磯会長

ありがとうございます。大変貴重なご意見で，新しいエリア内というご意見はまさしくそのとおりかなということもございませうが，皆さんの挙手は，広い範囲での公募が多いということでございませうので，そのように決定させていただきます。よろしく願ひいたします。

もう一つ，年齢等については，事務局ではどのように考えているか……。

事務局

年齢につきましては、年齢を限らず、先ほど常井先生からありましたとおり、小中学生等も応募出来るということでございます。ただ、先ほど説明しましたとおり、これら未成年者に賞金をお渡しする場合には、保護者に代理授与することを考えてございます。

磯会長

ありがとうございました。年齢等については問わないということになるのでしょうか。常井先生のお話も含めて、そういうことで決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。

その他、この公募につきまして、何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

それでは、只今、市章を公募に付し、このための募集要項案や小委員会規程案などについては異議なしということでありますので、事務局から説明のあった第2次選定を行うための小委員会の委員さんを私から指名させていただきます。

それでは、各市町から2名の委員さんを指名させていただきますが、笠間市は畑岡委員さんと埴委員さん、友部町は小蘭江委員さんと根本委員さん、岩間町は藤枝委員さんと岡野委員さんをお願いしたいと存じますが、皆さん、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。異議がないということでございます。市章選定のための小委員会委員さんは、只今指名させていただきました6名の委員さん方をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

確認のため、事務局から小委員会委員さんの名簿を配付させていただきます。

(名簿配付)

磯会長

なお、小委員会には委員長、副委員長を置くこととなっておりますが、最初に開かれる小委員会において、委員さん方の互選により決定いただくこととなります。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、報告第17号 平成16年度笠間市・友部町・岩

間町合併協議会予算の決算報告について。事務局から説明いたします。

事務局

報告第 17 号 平成 16 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告についてご説明いたします。

協議会資料 9 ページをお開き願います。

平成 16 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会決算表の決算額をご覧いただきたいと思えます。

歳入総額につきましては、各市町 500 万ずつの負担金のみとなりますので、決算額 1,500 万円でございます。

歳出総額につきましては、927 万 5,440 円で、差引残高 572 万 4,560 円となっております。この額が本年度、平成 17 年度への繰越金となります。

続きまして、11 ページをお開き願います。

歳出の内訳でございますが、主なものをご説明いたします。

1 目の事業推進費でございますが、11 節の印刷製本費でございます。「合併協議会だより」や合併協議会開催のチラシの印刷代でございます。「合併協議会だより」につきましては、2 回発行してございます。各 2 万 8,600 部ほど各戸配布してございます。協議会開催のチラシにつきましては、4 回ほど協議会を開催してございますので、4 回作成してございます。同じく 2 万 8,600 部でございます。更に、住民説明会を実施してございますので、これらの資料の印刷等でございます。合わせまして 349 万 6,857 円でございます。

続きまして、12 節の役務費でございます。役務費につきましては、新聞折り込み等の費用でございます。119 万 4,354 円となっております。

続きまして、2 目の事務局費でございます。

3 節の職員手当等でございますが、これは職員の時間外の勤務手当でございます。220 万 3,021 円となっております。

続きまして、11 節の需用費の消耗品費でございます。消耗品につきましては、事務局の消耗品等でございます。64 万 2,514 円などが支出されてございます。

合併協議会につきましては、立ち上げから 3 月 31 日までの短い時間でございましたが、歳出の合計としまして 927 万 5,440 円となっております。

以上で平成 16 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告についての説明を終わります。

磯会長

平成 16 年度の合併協議会予算の決算につきましては、5 月 9 日に当協議会の監査委員さん方の監査を受けております。代表いたしまして、笠間市

監査委員の海老澤義弘様から監査報告をいただきます。海老澤監査委員さん、よろしく願いいたします。

海老澤監査委員

ご紹介を受けました笠間市監査委員・海老澤でございます。

5月9日に監査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

14ページをご覧ください。

平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会決算監査報告書

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の平成17年2月21日から平成17年3月31日までの収入支出について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき、会計監査を実施したところ、いずれも適正であり決算書のとおり相違ないことを承認いたします。

平成17年5月9日

笠間市監査委員 海老澤義弘

友部町監査委員 柴田 卓哉

岩間町監査委員 松田 暄信

磯会長

ありがとうございました。

それでは、先ほどの事務局の説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

磯会長

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

磯会長

異議なしとのことですので、平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告については、決算書のとおりご承認いただきました。

次に、報告第18号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)について。事務局から説明いたします。

事務局

続きまして、報告第18号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)についてご説明いたします。

協議会資料16ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

歳入の補正でございますが、平成17年度当初予算時に平成16年度の繰越金を想定してございました。想定金額につきましては、450万円の繰越金を計上してございます。先ほどご説明いたしましたように、繰越金が572万4,000円で確定いたしましたので、その差額分122万4,000円を増額させていただきます。

続きまして、18ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

1目の事業推進費でございます。委託料でございます。それから、2目の事務局費でございます。

委託料につきましては、庁舎構造検討委託料ということで、合併協議会で友部庁舎が本庁舎と決定されましたことを受けて、本庁舎に職員をある程度集約する必要があるということで、友部庁舎の1階部分に事務室を増築することは可能であるかどうかという構造調査をするための費用等でございます。

事務局費につきましては、賃金と需用費、消耗品等でございます。

以上で平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)の説明を終わります。

磯会長

補正予算につきまして、只今事務局から説明がありました。この説明について、何かご質問がありましたらお願いいたします。何かございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

磯会長

それでは、異議がないようですので、報告第18号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)については、報告のとおり承認されました。

続きまして、冒頭触れましたように、今後、個別の事務事業についての調整方針を報告し、ご承認いただいて参りたいと存じておりますが、本日は、これらの事務事業の中の統計業務、広報広聴業務、住民業務、社会福祉業務、障害者福祉業務、医療福祉費支給事業の業務について、事務局から説明いたします。

事務局

この報告につきましては、協定項目22の「各種事務事業の取扱いについて」の事務事業、約1,600の項目別調整方針でございます。

事務調整につきましては、皆様方のご協力によりまして、現在、順調に

進んでおります。

それでは，19 ページをご覧ください。

報告第 19 号 事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業 務 名

- ・ 統計業務
- ・ 広報広聴業務
- ・ 住民業務
- ・ 社会福祉業務
- ・ 障害者福祉業務
- ・ 国民健康保険業務（医療福祉費支給事業のみ）

の報告でございます。

説明につきましては，本日の会議資料の協議結果報告書並びに「行政制度・事務事業現況調書」により説明いたします。この資料でございます。

次のページの協議結果報告書をご覧くださいと存じます。

調整方針が載っておりますが，その中で「現行のとおり」と記載されているものは，制度が同一であって，新市においても継続して実施するものであります。また，「何々市町の制度に統一する。」とは，その制度を新市に適用させるものであります。また，「何々市町の制度を基本に再編し統一する。」とは，その制度を基本として新たに制度をつくり，新市に適用させるものであります。括弧書きで【16 公共的団体等の取扱い】，【17 補助金，交付金の取扱い】と記載されているものがございますが，協定項目 16，17 番で調整方針が既に確定し，協定書に示され，調印されている項目であるということでありませう。

説明につきましては，主なもののみ説明させていただきます。

それでは，協議結果報告書並びに現況調書により説明申し上げます。

まず，統計業務について説明いたします。現況調書は 143 ページから 145 ページとなります。

協議結果報告書 20 ページ，現況調書 143 ページをご覧ください。

統計業務は，基本的には国・県からの委託による調査を行っていることから，3 市町ともほとんど同制度でございますので，現行のとおり調整方針が多くございます。

現況調書 144 ページをご覧ください。

2 の統計調査員協議会については，笠間市，岩間町で設置しておりますので，「笠間市，岩間町の制度を再編し統一する。」といたします。

3，4 の統計書並びに刊行，公表等がございますが，3 に記されている

ように、統計書やポケット版の発行を行っております。友部町では学校の教材として使用しております。

一般希望者への配布については、笠間市が有料、友部町が無料にて配布しております。

統計書の作成間隔については、新市において検討するものとし、ミニ統計書は毎年作成するものとします。

一般希望者への配布は有料とし、価格は新市において決定することとします。

4の刊行、公表等については、発行物やホームページ掲載など、笠間市、友部町において実施しておりますので、2市町の制度を参考に、新たな制度として新市において実施することといたします。

調整方針は、「笠間市、友部町の制度を再編し統一する。」とします。

7-3の茨城県都市統計事務協議会、7-4の県西都市統計事務研究会につきましても、市で構成する協議会並びに研究会でございますが、現在、笠間市が加入しておりますので、新市においても引き続き加入するものであります。

調整方針は、「笠間市の制度に統一する。」とします。

次に、広報広聴業務について説明申し上げます。現況調書は146ページから147ページでございます。

協議結果報告書20ページ、現況調書146ページをご覧いただきたいと存じます。

1の広報紙発行事業でございますが、笠間市は「市報笠間」1万100部、友部町は「広報ともべ」1万1,300部、岩間町は「広報いわま」4,500部、計2万5,900部。

発行回数は、岩間町は2月に1回でございますが、笠間市、友部町は毎月1回発行しております。

配布方法は、3市町とも区長さんを通して各戸配布するほか、各施設に置いてあります。

区長さんへの配達の方法は、3市町とも相違がございます。

視覚障害者への対応としては、3市町とも音訳ボランティアの方が市報、週報等をカセットテープに録音し、配布しております。

インターネットホームページ上には、3市町とも広報紙の内容を掲載しております。

週報であるお知らせ版については、笠間市において、第4週を除き、毎週発行しております。

このようなことで、週報等を除いて、ほぼ同じでございますので、調整

方針は、「笠間市の制度を基本に再編し、新市において新たに創設する。」とします。

2の他の広報事業につきましては、防災無線による活用でございますが、防災無線については活用が限定されております。笠間市、友部町は、主に防犯、防災、交通関係等の広報を行っておりますが、岩間町は、広報紙発行は2月に1回となっており、補足する広報として各種のお知らせを、戸別受信機を活用して行っております。岩間町の戸別受信機を笠間市、友部町全域に整備した場合、個別受信機は1台5万円となり、約2万世帯の設置となると10億円を超える大きな経費がかかるものと予測されます。また、国においては、現行のアナログ信号による通信方法でなく、双方向の通信など、高機能で利便性の高いデジタル信号による通信方式に転換することを勧めておりますので、現行の戸別受信機を拡大して整備することは、将来の再整備を考慮しますと投資効果がないものと思われまますので、現行の戸別受信機による広報には無理があると思われまます。広報紙発行の内容充実により、住民サービスの低下を招かぬよう配慮する必要があります。

調整方針は、合併時までには、防災無線を活用した広報内容の範囲を調整することとし、笠間市及び友部町の制度を基本に再編し、新市において新たに創設するものとします。

3の陳情、請願等の受付・回答でございますが、それぞれ3市町において取り扱いをしておりますが、笠間市のみ陳情及び請願等取扱い要領を定め、取り扱いを行っておりますので、調整方針は、笠間市の制度に統一し、新市において対応してまいりたいと考えております。

5の市(町)政懇談会については、3市町とも実施しておりますが、新市誕生による住民への影響等の意見を聞く事業なので必要であり、現行のとおり実施するものとします。実施方法等については、新市において検討するものとします。

6の行政相談でございますが、行政相談員については総務省の委嘱となっており、平成17年4月に全国一斉に委嘱替えとなっております。合併があった場合の方針として、住民サービスを低下させないため、当面、従来配置数を維持することとしているため、現行のとおりとします。

次に、住民業務について説明申し上げます。現況調書は176ページから180ページでございます。

協議結果報告書21ページ、現況調書176ページをご覧いただきたいと存じます。

1の窓口取扱業務でございますが、協定項目13の組織及び機構の中で検討しておりますが、税証明及びフロアマネージャーを含め、組織・機構及

びシステムの統合方法に鑑み、住民サービスの低下を招かないよう調整して参ります。

2のシステム化の状況でございますが、住民業務は多くのシステムがございますので、合併時に統一する必要がございます。住民基本台帳の基幹系の構築業者については、既に選定を終え決定し、統合作業に入っております。

2-4の戸籍事務については、笠間市、友部町は電算処理をしております。岩間町においては、今年度導入に向け準備に入っておりますが、合併時までには、平成改製原戸籍を除き、稼働出来る予定でございます。

調整方針は、「合併時に一部の業務を除き統一する。」こととします。

4-2の手数料は、若干の相違がございますが、一体性の確保、負担公平の原則により、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものでございます。

次のページ、5の各種申請書、証明書様式については、システム構築と同時に調整し、合併時に統一します。

6の窓口体制でございますが、休日の対応については、3市町とも実施しておりますので、合併時までには調整し、新市においても実施することとします。

昼休みの対応については、3市町とも実施しておりますので、調整方針は、現行のとおりとします。

窓口時間延長につきましては、笠間市が祝日を除く毎週木曜日午後7時15分まで、友部町が祝日を除く毎週水曜日午後7時15分まで実施しておりますので、調整方針は、「笠間市及び友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設する。」とします。

フロアマネージャーについては、総合案内、担当課への取り次ぎとして笠間市が導入している制度でございます。設置については、組織・機構の中で検討して参ります。

次のページの7の消費者行政でございますが、現況調書には記載されておりませんが、笠間市において、平成17年7月1日に、消費取引に関する苦情相談に対応するため、消費生活センターを開設することになっております。現行のとおりとします。

8の結婚相談員の制度については、実績がなく、制度存続の意義が認められない状況であり、調整方針は、廃止の方向で検討して参ります。

次に、社会福祉業務について説明申し上げます。現況調書は185ページから191ページでございます。

協議結果報告書22ページ、現況調書185ページをご覧くださいと存

じます。

1の災害見舞金でございますが、笠間市のみの制度でありまして、火災、風水害、震災を受けた場合に見舞金を支給する制度でございます。日赤並びに社会福祉協議会からの見舞金も支給していることから、調整方針は、日赤事業、社会福祉協議会事業と調整し、合併時に縮小の方向で検討することとします。

2の災害弔慰金、3の災害障害見舞金、次のページ、4の災害援護資金の貸付については、災害弔慰金の支給等に関する法律等に準拠した制度であり、災害により死亡した場合等に支給される弔慰金等でございますが、3市町とも同制度でございますので、現行のとおりとします。

5の行旅病人及び死亡人の取扱いについては、身元不明の死亡人及び外国人の病人等の援護でございますが、国の制度で、3市町とも同制度でございますので、現行のとおりとします。

6の行旅困窮者移送の取扱いについては、笠間市、岩間町は社会福祉協議会の事業として、友部町は町の事業としての制度となっておりますので、調整方針は、制度は現行のとりとし、合併時までには社会福祉協議会事業と調整するものとします。

7の日本赤十字社関連の事務処理でございますが、日本赤十字社の組織では県が支部、市や福祉事務所が地区、町村が分区となっております。このようなことから、笠間市が地区、友部町、岩間町が分区となっているほかは同一でございますので、調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し統一するものとします。

8の社会福祉法人への補助につきましては、社会福祉協議会に対し、笠間市、友部町で支出しております。岩間町は補助金でなく、委託費となっておりますので、調整方針は、合併協定項目16「公共団体等の取扱い」、17「補助金、交付金等の取扱い」で既に定められておりますが、合併時に友部町、岩間町の制度を基本に再編し統一します。

ただし、社会福祉協議会への補助金額については、社会福祉協議会の統合に合わせて調整するものです。

次のページ、9の戦傷病者戦没者遺族等の援護関係については、法に基づく事務であり、3市町とも同制度でございますので、現行のとおりとします。

10の民生委員児童委員の状況ですが、法に基づく制度でございます。任期は、笠間市、岩間町は16年11月30日となっておりますが、委嘱替えとなっており、友部町と同じ19年11月30日となっております。民生委員児童委員につきましては、厚生労働大臣からの委嘱となっておりますので、

笠間 59 名，友部 59 名，岩間 32 名，計 150 名について，現行のとおり新市に引き継ぐものであります。

11 の民生委員児童委員協議会につきましては，それぞれ 1 地区協議会を設置しております。補助金の額に相違がございます。調整方針は，合併協定項目 16，17 番で定められておりますが，民生委員法により，市においてはその区域を数区域に，町村においてはその区域を 1 区域にすることとしておりますので，旧市町の区域ごとに地区民生委員児童委員協議会を設置することを県知事に意見し，市町単独補助金については，合併の翌年度から統一する方向で調整します。

12 の民生委員推薦会については，法に基づき設置しているものですが，調整方針は，合併時に新たに設置することとします。

13 の地域福祉基金は，3 市町とも同様の目的で設置している基金であります。

15 の地域福祉計画については，福祉分野すべてを包括する計画でございますが，笠間市のみ策定しております。合併後，速やかに策定するものとします。

16 の生活保護システムですが，現在は，福祉事務所を設置している笠間市だけのシステムでございます。合併後，市となることにより，旧町分の生活保護関連事務は新市に引き継がれることとなるため，調整方針は，合併時までに笠間市のシステムを基本に構築して参ります。

17 の地域福祉センターにつきましては，友部町のみ設置しておりますが，新市に引き継ぎます。

次のページ，18 の関係協議会等でございます。人権擁護委員会がござい  
ますが，統合に向けた調整に努めるものとします。

次に，障害者福祉業務について説明申し上げます。現況調書は 233 ページから 248 ページでございます。

協議結果報告書 23 ページ，現況調書 233 ページをご覧ください。

1 の心身障害者福祉センター運営事業でございますが，友部町において，在宅心身障害者の福祉向上のため，友部町保健センターに併設して設置しております。調整方針は，協定項目 5 の「財産の取扱い」において，既に新市に引き継ぐものとなっております。

2 の障害者福祉ワークス運営事業でございますが，障害者の通所作業所として，3 市町とも社会福祉協議会に委託して実施しております。通所者は，笠間市が 13 名，友部町が 21 名，岩間町が 8 名となっております。3 市町とも一定の通所者がいることから，利便性を考慮し，調整方針は，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

3は知的障害者相談員，4は身体障害者相談員でございますが，県からの委嘱であり，調整方針は，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

5は在宅心身障害者福祉手当でございますが，在宅心身障害児の介護に当たる保護者等の精神的，身体的労苦に報いるための手当でございますが，3市町とも同制度でございます。調整方針は，現行のとおりとします。

次のページ，6は福祉手当でございます。特別障害者手当，障害児福祉手当，経過的福祉手当がございますが，3市町とも同様な制度でございますので，調整方針は，現行のとおりとします。

7の外国人高齢者及び重度障害者手当でございますが，笠間市のみの制度でございます。現在，該当者はございません。調整方針は，現行のとおりとします。

8の重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業でございますが，重度心身障害者が通院または通所に要するタクシー料金の一部を助成する事業でございます。1回当たり初乗り運賃590円を助成するものでございます。3市町とも実施しておりますが，助成額で年間の利用回数に相違がございます。笠間市が48回。ただし，腎機能障害者で人工透析を受けている方は144回を限度，友部町，岩間町は24回となっております。ただし，自動車税，軽自動車税を減免されている方は対象外となります。調整方針は，合併時に，利用回数の多い笠間市の制度を基本に統一します。

9の難病患者見舞金支給事業につきましては，3市町とも実施しておりますが，給付金額は月額3,000円と同額でございますが，支給期間等に相違がございます。笠間市，岩間町は申請月から，友部町は申請の翌月からとなっております。調整方針は，「合併時に笠間市の制度を基本に統一する。」とします。

10の身体障害者自動車改造費助成事業，次のページ，11の運転免許取得費助成事業，12の有料道路割引制度，13の自動車税・取得税減免申請，14の心身障害者生活ホーム運営補助事業，15の重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業，16の障害者住宅整備資金貸付事業，次のページ，17の障害者が居宅サービス等を利用したときに支援費を支給する支援費制度まで，3市町とも同制度でございますので，現行のとおりとします。

18の在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業でございますが，笠間市が単独事業で，友部町が補助事業で実施しております。調整方針は，当面は現行のとおりとし，合併後，調整するものとします。

19の心身障害者扶養共済年金事業は，心身障害児の保護者の相互扶助の精神に基づき，保護者が死亡等になった場合に，毎月の掛金より心身障害者に毎月2万円を支給する事業でございますが，県からの委託事業でござ

いまして、3市町とも同制度でございますので、現行のとおりとします。

20の障害者更生医療の給付事業、次のページ、21の障害者補装具給付事業、22の障害者日常生活用具給付事業、23の障害者更生訓練費給付事業、次のページ、24の身体障害者就職支度金支給事業、25の進行性筋萎縮症者療養等給付事業までは国の補助制度でございますが、調整方針は、現行のとおりとします。

26の障害児親子通園事業は、笠間市が保健部門で、現況調書287ページ、8-12のハイリスク幼児教室に記載されている「おひさま教室」で実施しております。現況調書、戻っていただきたいと思うのですが、友部町は「つくしんぼ」、岩間町は「すずらん教室」として福祉部門で実施しております。調整方針は、「当面は現行のとおりとし、合併後調整する。」とします。

28の精神障害者ホームヘルプ事業、次のページ、29の精神障害者グループホーム事業、31の精神障害者短期入所事業につきましては、対象者の範囲に若干の相違がございます。調整方針は、「合併時に再編し統一する。」とします。

32の障害者手帳申請診断書助成事業は、友部町のみ制度でございますが、合併時に友部町の制度を基本に統一するものとします。

次のページ、33の難病患者等日常生活用具給付事業については、身体障害者福祉法及び老人福祉法における施策の対象者とならない方を救済するため、笠間市が制度化しておりますので、合併時に笠間市の制度を基本に統一するものとします。

34の難病患者等短期入所事業は、身体障害者福祉法及び老人福祉法等における施策の対象とならない方を救済するため、笠間市、友部町が制度化しておりますので、合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し統一するものとします。

35の手話奉仕員養成事業から39のスポーツ大会事業までは、障害者社会参加促進事業として笠間市が取り組んでいる制度でございますが、再編し継続する方向で調整することとします。

40の障害者ふれあい作品展実施事業は、笠間市のみ実施しております。健全者と障害者の理解を深める一助となりますので、笠間市の制度に統一するものであります。

次に、国民健康保険業務についてご説明申し上げます。現況調書は254ページから255ページでございます。

協議結果報告書24ページ、現況調書254ページをご覧ください。

12-1は受給者数でございますが、平成16年度当初予算に計上した人数でございます。笠間市が2,006人、友部町が2,341人、岩間町が1,066人

でございます。

12 - 2 は支給状況でございますが、笠間市が 2 万 4,542 人、友部町が 3 万 2,632 人、岩間町が 1 万 5,148 人でございます。

12 - 3 は乳児医療費助成事業でございます。3 市町で実施しておりますが、自己負担金を助成し、無料化とする制度は笠間市のみの制度であります。自己負担金の助成を行うことにより、子育て支援、乳幼児の健康の確保及び増進等に資することができるものと判断し、笠間市の制度に統一するものとします。

12 - 4 の幼児医療費助成事業でございますが、17 年 4 月より 3 市町とも未就学児まで年齢引き上げを実施しております。自己負担金の助成制度は笠間市のみの制度であり、調整方針は、前項の乳児医療費助成事業と同じでございます。

12 - 5 の重度心身障害者医療費助成事業は、3 市町とも差異がない制度でありますので、現行のとおりとします。

12 - 6 の母子・父子家庭医療費助成事業並びに 12 - 7 の妊産婦医療費助成事業は、笠間市の自己負担金助成制度以外は同一でございますので、前項の乳幼児の医療費助成事業と同じ調整方針でございます。

以上、説明申し上げましたが、この調整方針を協議会で承認していただいた後、事務の統合調整に努めて参ります。

以上で説明を終わります。

磯会長

事務局からの説明が終わりました。これに関して何かご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

磯会長

特に無いようですので、報告第 19 号で説明しました事務事業の調整方針について承認を求めたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

異議なしということでございます。報告第 19 号は承認されました。

それでは、本日の提案・報告事項は以上でございますが、その他といたしまして、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

小松崎事務局長

事務局から各委員の皆様方にお知らせがございます。

4月に各委員さんに今後の合併協議会のスケジュール表を配付いたしておりますが、次回の第6回の協議会は、7月5日、火曜日、午後1時半より友部町役場において開催いたします。

その次の第7回の協議会でございますが、4月にお配りしたスケジュール表の中では、8月9日、火曜日に岩間町役場で1時半より開催すると記載させていただきましたが、大変恐縮ながら、第7回の協議会につきましては、8月8日の月曜日に変更させていただきたいと思っております。第7回の協議会につきましては、8月9日から8月8日に変更をお願い出来ればありがたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。時間は、同じ1時半からということでございます。誠に申し訳ございません。

もう一点でございますが、本庁となります友部庁舎の増築に関しまして報告させていただきます。よろしくお願いいたします。担当の次長から説明させていただきます。

事務局

友部庁舎の増築の件ですが、合併協議会の協定項目にありますが、新市の事務所の位置は現在の友部庁舎と決定しております。また、「新市まちづくり計画」の説明の中でも増築について触れておりますが、人口8万人の新市行政において、本庁機能を極力満たすべく庁舎増築を検討しております。

ただし、その際、合併まで、つまり新市スタートの3月19日前には完成させる。また、現庁舎敷地内で現庁舎と一体感を持たせる。3つ目に、増築の際、事務に極力支障を来たさないということを前提条件として検討しております。

増築の面積については、約1,000㎡を考えており、庁舎増築と並行して行政組織を検討しておりますが、職員数については、将来にわたって減少が見込まれますので、本庁の他に、既存の施設、事務所を活用することで対応出来ると考えております。

磯会長

それでは、第6回の協議会、また、変更となりました第7回の協議会、皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

その他に、委員さんから何かございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

磯会長

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

磯会長

無いようでございます。

それでは、私の議長としての任を解かせていただきたいと思います。ご協力、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

小松崎事務局長

以上をもちまして、第5回の笠間市・友部町・岩間町合併協議会を閉会とさせていただきます。

長時間に渡りましてご審議頂きまして、誠にありがとうございました。ご苦労様でございました。

(午後5時5分 閉会)